町長日誌

（9月1日～30日）

9月1日	いきいきフェスタTAKO2009実行委員会
2日	県町村会政務調査会総務委員会（千葉市）
4日	交通安全対策協議会
5日	多古中学校体育祭
	八都県市合同防災訓練・千葉県会場訓練（山武市）
7日	東総衛生組合構成市町長会議
8日～18日	多古町議会9月定例会
11日	産業建設委員会
13日	小学校運動会
14日	決算審査特別委員会
15日	文教・厚生委員会
16日	総務委員会
	病院運営特別委員会
17日	多古中学校第二グラウンド供用開始式
18日	秋の交通安全運動出動式（神崎町）
19日	小学校運動会
	都市と農村との交流事業（稲刈り体験）
20日	JA多古町稲刈りツアー
22日	十余三地区敬老会
26日	コスモス祭り
	常磐地区敬老会
29日	総合振興審議会
30日	中地区敬老会

必ず事前に相談を！

屋外広告物の表示について

『屋外広告物』とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告板などで、具体的には建物に取り付けられる壁面看板や屋上看板、地上に建てられる独立看板や張り紙、張り札、立看板、のぼり旗などがあります。

屋外広告物については「千葉県屋外広告物条例」において、さまざまなルールが定められていますが、これらを表示（設置）しようとする場合は、原則として町の許可と審査手数料が必要となりますので、ご注意願います。

なお、一定の要件を満たす自家用広告物など許可が不要なものもありますので、許可申請を行う際は、必ず事前にご相談ください。

屋外広告物に関する主な手続きの流れ

① **町へ事前相談**（担当：都市整備課都市計画係）

↓

② **町へ「許可申請書」を提出**

↓

③ **町から「許可書」を交付**

↓

④ **屋外広告物の施工・表示**

お問い合わせ●都市整備課都市計画係　☎76-5407

国保の出産育児一時金が42万円に引き上げられました

10月1日から、国民健康保険に加入している方が出産した場合に支給される『出産育児一時金』の額が、これまでの38万円から42万円に引き上げられました。

これに伴い、『出産育児一時金』の支払い方法についても、出産した医療機関への直接支払い（直接支払制度）が原則となりましたので、多額の出産費用を事前に用意していただく必要がなくなります。

なお、この直接支払制度を希望しない場合や、出産費用が『出産育児一時金』の額（42万円）に満たない場合の差額分については、申請により各自へお支払いしますので、次の書類などを持参の上、住民課国保年金係までお越しください。

■申請の際に必要となるもの（直接支払制度を希望しない場合など）

- ●医師または助産師が発行した「出生証明書」など出産を証明できるもの
- ●出産した医療機関が発行した「直接支払制度の利用に関する合意文書」の写し
- ●出産した医療機関が発行した「出産費用の領収・明細書」の写し
- ●振込先口座の通帳　●印鑑（認め印）

お問い合わせ●住民課国保年金係　☎76-5405

裁判員制度

平成22年分の「裁判員候補者名簿」に記載された方

11月中に名簿記載通知と調査票が送付されます！

5月21日から始まった『裁判員制度』。これまで全国各地で裁判員による裁判が円滑に実施されています。

現在、全国の各地方裁判所による平成22年分の「裁判員候補者名簿」の作成がほぼ終了し、千葉県内でも11月中には「裁判員候補者名簿」に記載された方に対して、最高裁判所から「名簿記載通知」と「調査票」が送付されます。

■「裁判員候補者名簿」に記載される人数は？

予想される裁判員裁判対象事件の数によって毎年変わりますが、今年は千葉県全体で27,000人（多古町からは75人）の方が、この名簿に記載されることになります。

■最高裁判所から送付される「名簿記載通知」と「調査票」とは？

【名簿記載通知】

「裁判員候補者名簿」に記載されたことをお知らせする通知です。

この通知は、来年2月ごろから平成23年2月ごろまでの間に千葉地方裁判所へ呼ばれ、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えするためのものです。

よって、この通知が届いた段階では、まだ事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所へ呼ばれることはありません。

【調査票】

「裁判員候補者名簿」に記載された方に対して、職業上裁判員になることができない事情（就職禁止事由）の有無や、1年を通じての辞退希望の有無・理由などを調査するためのものです。

調査票の中に該当する項目がある場合は、ご記入の上、返送してください。

この結果、明らかに裁判員になることができない方や、1年を通じて辞退が認められる方などは、裁判所へ呼ばれることはありません。

■ 裁判員制度に関するお問い合わせ

千葉地方裁判所　☎043-222-0165

■ 裁判員制度ウェブサイト

http://www.saibanin.courts.go.jp/